

## 循環型社会づくりを進める基本計画を見直し(平25.5)

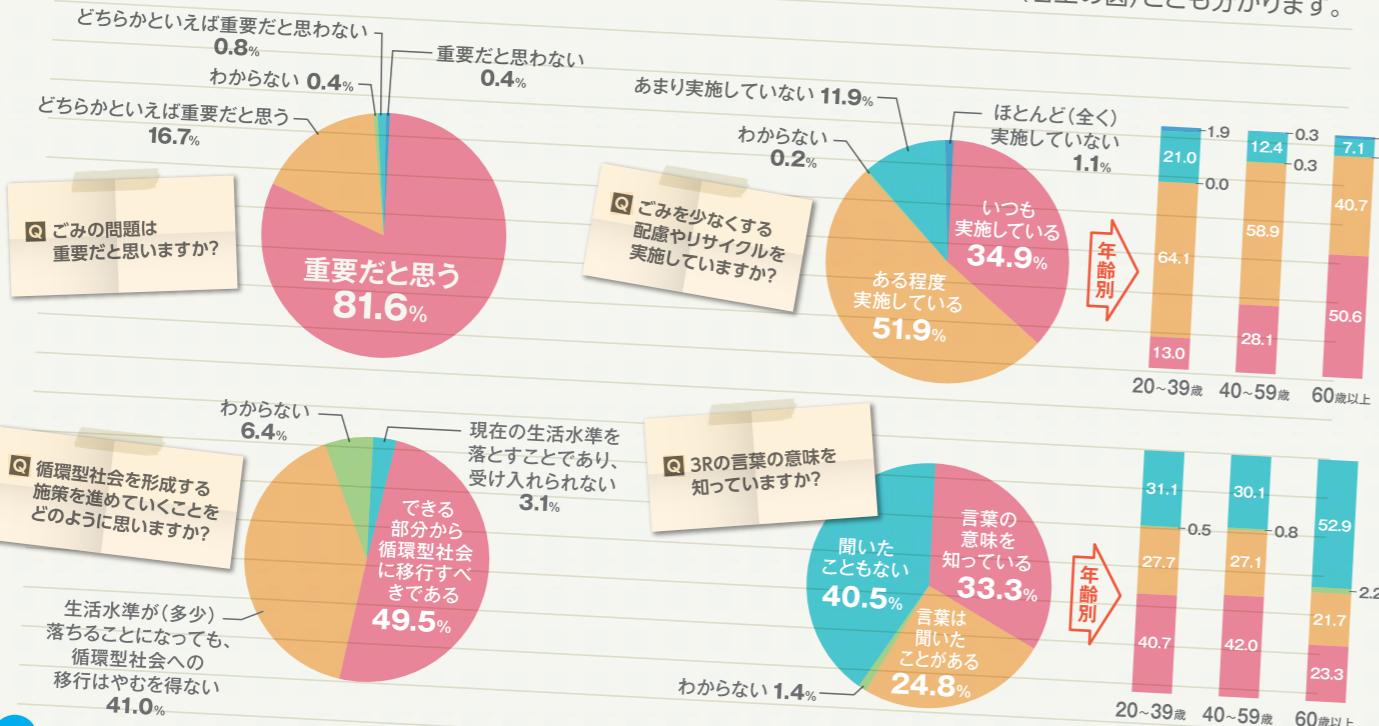
成25年5月、「第三次循環型社会形成推進基本計画」(以下、「循環基本計画」)が策定されました。この計画は、国、地方自治体、事業者そして私たち市民が連携して、3R(Reduce(リデュース)、Reuse(リユース)、Recycle(リサイクル))の推進などによって循環型社会づくりを進めるために定められるものです。

### 第三次循環基本計画の内容

- 第1章 國際情勢や東日本大震災などを踏まえた現状と課題
- 第2章 循環型社会形成に向けた取組の中長期的な方向性
  - ▶ 自然界における循環と経済社会における循環が調和する社会
  - ▶ 3R型ライフスタイルへの転換などが書かれています
- 第3章 循環型社会形成のための指標及び数値目標 (▶5~8ページへ)
- 第4章 各主体の連携とそれぞれに期待される役割 私たち国民への期待も明記されています (▶8ページへ)
- 第5章 国の取組 (▶11ページへ)
- 第6章 計画の効果的実施について

## 循環型社会の形成に関する意識調査

下の2つのグラフは、ごみ問題についての意識と行動に関する調査結果です。ごみ問題に対する意識は高い(左上の図)ものの、行動に移している人は少ない(右上の図)ことが分かります。また、行動に移している人の割合は世代別に異なっており、若い世代の3Rについての知識は高い(右下の図)ものの、実際に行動をとっている人は少ない(右上の図)ことも分かります。



## 循環型社会づくりを支える法体系

我が国が大量生産・大量消費・大量廃棄型社会に陥っているという反省の下、政府は天然資源の消費が抑制され、環境負荷ができる限り低減される「循環型社会」の形成を目指して、循環型社会形成推進基本法(以下「循環基本法」)を平成12年に制定しました。

本法は、環境の保全を目的とする環境基本法(平成5年に制定)の基本理念にのっとりつつ、特に物質循環の確保等による循環型社会の形成のための施策を推進しようとするものです。廃棄物の排出抑制、適正処理等と資源の有効活用に向けた施策によって実現しようとする社会のイメージを示したものとして、これらの施策に係る法制度の基本に位置付けられています。



### 循環基本法とは

循環基本法は、「循環資源」の定義、廃棄物・リサイクル対策の優先順位など、廃棄物・リサイクル対策に関する施策の基本的な理念を定めています。

そのうち、私たちの生活に身近な理念の1つは、排出者責任という、「廃棄物を排出する者が、その適正処理に関する責任を負うべき」という考え方です。もう1つの考え方は、拡大生産者責任(Extended Producer Responsibility:EPR)と

いう、「生産者が、製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで一定の責任を負うべき」という考え方です。

この「責任」とは、物理的責任(回収・リサイクル等の実施)と金銭的責任(費用の支払い)の両方を含みます。たとえば、壊れたテレビの廃棄・処理費用は消費者(排出者)とメーカー(生産者)のどちらが負担するのか、という問題を考えるときの基本的な考え方を示すものとして使われます。

